平成２７年（フ）第２４号
静岡県浜松市東区和田町373番地の１　カトレアＳ－Ｉ－202
債務者　鈴木　　綾
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第７０号
名古屋市中区丸の内３丁目21番25号清風ビル２階
破産者　レゾンデトール株式会社
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２６年（フ）第１５２号
千葉県成田市上町679番地
破産者　栗山秀太良
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２６年（フ）第２０８号
千葉県佐倉市飯田152番地２
破産者　新谷　哲夫
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２５年（フ）第１７３号
奈良県生駒市小明町1024番地１
破産者　北田　隆美
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所
平成２５年（フ）第２２９２号
名古屋市名東区小池町454番地
破産者　株式会社サンリヴェール
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１８３１号
名古屋市西区名駅２丁目25番11号ブルーム名駅701号
破産者　株式会社ハイテック・アサクラ
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第４９８号
神戸市西区北山台３丁目１番１号
破産者　株式会社ビジネスネットワークＹ
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第１７１号
佐賀県三養基郡上峰町大字江迎467番地７
破産者　有限会社大坪建設
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第１５３号
大分市下郡東１丁目８番５号　セルモ玉泉院下郡会館内
破産者　有限会社エフ・ケイ
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第６４０号
東京都八王子市別所２丁目13番地２－508
破産者　山崎　正明
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２６年（フ）第６７８号
東京都多摩市一ノ宮４丁目２番地の14ハイムカサイ201
破産者　山脇　　晶
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２６年（フ）第９７１号
東京都青梅市新町９丁目2153番地の７ダイアパレス青梅新町605号
破産者　谷口　照彦
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２５年（フ）第４０７号
愛知県豊田市生駒町立入100番地
破産者　株式会社高木コーポレーション
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２５年（フ）第４０８号
愛知県豊明市阿野町林ノ内32番地　ファミール豊明３Ｂ号、前住所愛知県豊田市生駒町立入100番地
破産者　髙木　芳昭
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２６年（フ）第１８０号
滋賀県守山市播磨田町387番地１
破産者　桜花産業有限会社
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第３２７号
滋賀県草津市矢橋町字北萱1956番２、商業登記簿上の本店所在地福井市照手４丁目９番１号
破産者　笹下通信工業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第３４８号
京都府京田辺市多々羅都谷60番地の３
破産者　有限会社喜村物流
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第３５２号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目３番16－205号
破産者　有限会社三幸住建
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第５３７号
兵庫県西宮市石在町14番18号
破産者　有限会社大島左官工業
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第１５４号
和歌山県日高郡日高町大字萩原151番地
破産者　株式会社岡養鶏場
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係